



2026年6月9日

各位

会社名 株式会社TBグループ  
代表者名 代表取締役会長兼社長村田三郎  
(コード番号 6775 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役経営管理本部長 布川文保  
(TEL. 03- 5684-2321)

第三者割当による新株式及び第3回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2026年6月9日開催の取締役会において、第三者割当により新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第3回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行すること（以下本新株式及び本新株予約権の発行を総称して「本第三者割当」といいます。）決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

第三者割当による新株式及び第3回新株予約権の発行

<本新株の募集の概要>

(1) 払込期日	2026年6月26日
(2) 発行新株式数	当社普通株式 850,000 株
(3) 発行価額	1株当たり 130 円
(4) 調達資金の額	110,500,000 円
(5) 募集または割当方法	第三者割当の方法により、以下の者に割り当てます 株式会社グローイングアップ
(6) その他	前記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としています。 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株式に係る総数引受契約を締結する予定です。

<本新株予約権の募集の概要>

(1) 割当日	2026年6月26日
(2) 新株予約権の総数	8,500個(1個につき100株)
(3) 発行価額	総額2,099,500円 (新株予約権1個につき247円)
(4) 当該発行による潜在株式数	850,000株
(5) 資金調達の額	112,599,500円 (内訳) 本新株予約権発行分 2,099,500円 本新株予約権行使分 110,500,000円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(1) 調達する資金の額」をご参照ください。
(6) 行使価額	1株につき130円
(7) 割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります 株式会社グローイングアップ
(8) その他	前記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としています。

1. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

当社グループは、環境に優しいLEDサイネージの開発、電子レジスター、POSシステムの企画開発などを行う電子機器メーカーですが、近年においては、コロナショック以降の地方経済の低迷や、電子レジの主力顧客である中小飲食店の業績不振などにより、厳しい事業環境が続いてまいりました。

しかしながら前期(2026年3月期)は、景気回復によって拡大を始めた広告市場において、当社が開発した高精細型LEDサイネージビジョンを、屋内外両用製品として市場に投入し、売上利益が回復を見せました。また、これら高精細型LEDビジョンについては、有力企業とのタイアップなどによる営業戦略のダイナミックな改革を行ったことにより、今期はさらなる業績回復が期待されておりますが、当該商材の仕入れ及び事業推進のための運転資金の確保には至急対応する必要があるため、このタイミングでの資金調達が必須となっております。

また、当社では、これら既存事業の他、地方創生・健康医療関連事業を推進し、新たな収益基盤を創出したいと考えております。

近時、政府内における「地域未来戦略本部」の創設など、地方社会活性化の重要性が注目されるようになっておりますが、当社子会社の株式会社スマートヘルスネット（以下、「スマートヘルスネット」といいます。）では、今後、地方創生をテーマとした、産官学の連携に積極的に参画し、地方における若者が最新のデジタル技術を学ぶことで人材を育成する取り組み、高齢者向けの医療・介護サービスの充実及び地方を舞台としたゲーム IP 活用（知的財産）による収益化、などをテーマとした、産官学の事業展開を進めて参ります。この地方創生事業のパートナーとして、NPO 法人日本ジオパークや RPG「竜宮国」プロジェクトを推進する JP UNIVERSE 株式会社と連携し、事業展開を行う予定です。

また、地方における健康年齢の長期化や幼児・児童教育は、地域社会において常に重要性が高い課題ですが、当社グループではこの分野に関連し、教育型ダンススクールを展開する JDAC（ダンス教育振興連盟）と提携し、関東・関西・九州圏において、スクール展開を行って参ります。

2008 年に、ダンスが小学校の授業における必修科目となり、さらに 2012 年には中学 1.2 年の必修科目になって以来、学校教育におけるダンスの必要性・有効性には大きな注目がされてきました。こうした背景を受け、JDAC では 2022 年から教育型ダンススクールの展開を開始し、現在では全国で 50 校以上のスクールを展開し、成長をしております。当社では、2025 年年初より、当該事業に注目し、事業参入についての検討を行って参りました。ダンススクール事業については、現在のスクール事業の成長に加え、今後は「療育分野」における将来性が高いこと、成人、インバウンドなどの需要を開拓できる可能性があることなどから、今期より、スクール運営事業に参入することといたしました。そのため、後述する資金使途に係る事業活動資金およびスクール開校資金を確保するため、資金調達を行うことといたしました。

注) 療育とは、発達に気になるところや特性がある子供に対して、言葉・行動・社会性など生活に必要な力を育てる支援をすること。近年、ダンスが療育に効果的であるという意見が見られ、注目されています。

## （2）資金調達の方法として第三者割当を選定した理由

当社は、上記<募集の目的>に記載した通り、既存事業の一分野への資源集中を行い、かつ、新たな収益基盤の構築を図るため、資金調達の方法について検討をしてまいりました。

資金調達の手法として、負債性資金の調達が考えられますが、当社の財務体質の強化と中長期的な資金の必要性から、金融機関等からの借り入れによる調達よりも、株式による資本性の資金調達が必要と判断しました。

次に、資本性の資金調達として、公募増資、株主割当増資、ライツオフアリングという方法が考えられますが、いずれの方法も、第三者割当増資に比べ、調達に要するコストが高いこと、調達の成否についての不確実性が高いことなどから、現時点での当社の資金調

達には適していないと判断しました。これらの検討の後、第三者割当による新株式発行と新株予約権の発行を、調達手段の候補として引受予定先と協議をしまりました。

引受予定先は、当社の過去の業績について、営業赤字、経常赤字が継続していることと、引受先の財務状況からも、総額を一度に投資することは難しく、総額の一部を新株予約権の発行によることを希望いたしました。当社としては、今回の調達額全体の一定額を新株発行により確実に調達できること、また、調達の一部を新株予約権とすることで、希薄化の進展が段階的になるというメリットもあることから、当社としては、今回、第三者割当による新株発行と新株予約権の同時発行の方法を採ることと致しました。

#### <本新株予約権の特徴>

(本新株予約権のメリット)

##### ① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額 130 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

##### ②取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、14 営業日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

##### ③譲渡制限

本新株予約権は、会社法第 236 条第 1 項第 6 号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。また、割当予定先が、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者

がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

なお、当社は、割当予定先は引受後に譲渡を行う意思がないことを割当予定先より口頭にて確認しておりますが、本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、当社が割当予定先との間で契約する取得等の権利義務についても譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

(本新株予約権のデメリット)

①資金調達ができない可能性

本新株予約権の行使価額は発行決議日の直前取引日時時点の株価を基準として、130円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、資金調達ができない可能性があります。

②既存株式の希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使が進んだ場合、850,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることとなります。

## 2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額 (内訳)	223,099,500 円
本新株式の発行	110,500,000 円
本新株予約権の発行	2,099,500 円
本新株予約権の行使	110,500,000 円
② 発行諸費用の概算額	8,442,985 円
③ 差引手取概算額	214,656,515 円

(注)

- 1 払込金額の総額は、本新株式の払込み金額(110,500,000円)本新株予約権の払込み金額の総額(2,099,500円)に、本新株予約権行使の際に出資される財産の額(110,500,000円)を合算した金額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行費用概算額の内訳は、登記費用及び登録免許税100万円、調査費用75万円、及びFA費用669万円となっております。
- 4 FA費用については、調達金額の3%を当社FAに支払う契約となっております。当社FAは、株式会社アイエヌエイチ(東京都台東区浅草橋2-6-2 代表取締役石塚

和美)を選定しております。株式会社アイエヌエイチの石塚社長は、JDAC 久岡代表にご紹介を受けており、他社の第三者割当増資に実績があり、本新株発行においても、適切なアドバイスを受けられる先として、選定をしました。

5. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取り概算額は減少致します。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

上記の差引手取り概算額 214,656,515 円の使途につきましては、次のとおり予定しております。

また、調達資金を具体的な使途に充当するまでは、銀行口座にて管理することといたします。

### <本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①	運転資金	77	2026年6月～2026年7月
②	地方創生・健康医療関連事業	25	2026年6月～2026年12月
	合計	102	

### <本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①	運転資金	87	2026年8月～2026年12月
②	地方創生・健康医療関連事業	25	2026年7月～2026年11月
	合計	112	

上記表中に記載した資金使途に係る詳細は以下のとおりです。

#### 本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途

##### ① 運転資金

本資金調達により調達する資金のうち 77 百万円については、当社単体における運転資金に充当する予定であります。

具体的には、当社は、従来の法人向け大型サイネージに加え、屋内向けサイネージ事業の拡大に向けた事業開発を進め、新規法人顧客の獲得による販売拡大を図っております。また、大手企業が撤退したガチャレジ（会計機能に特化した低コストレジ）領域に向けた新商品の早期市場投入を予定しております。当該事業の推進により、事業活動の継続及び財務基盤の安定化を目的としておりますが、事業運営に不可欠な人件費・家賃・事業活動等の固定費が毎月一定額発生しております。一方で、売上の回収は一定のサイトを伴うため、固定費の支払が売上回収より先行して発生する構造となっております。このタイムラグにより、資金繰りが圧迫される状況が生じていることから、調達資金による補填

を行い、安定的な事業継続を図るため、当社単体における人件費等販売管理費の手元運転資金として49百万円（人件費45百万円・旅費等活動費4百万円）、当社が注力するLEDビジョンの仕入資金に28百万円を充当する予定であります。

LEDビジョンについては、屋外大型案件のみならず、近時需要が高まっている屋内利用の為のLEDビジョン取扱い市場参入を更に推進致します。当社としては、これら商材を活用した広告配信等による安定した収益モデル確立することも企図しております。

## ② 地方創生・健康医療関連事業

本資金調達により調達する資金のうち、25百万円を地方創生・健康医療関連事業に充てたいします。

当社子会社のスマートヘルスネットでは、教育型・療養型ダンススクールの運営を開始いたします。地方における健康年齢の長期化や幼児・児童教育は、地域社会において常に重要性が高い課題ですが、当社グループではこの分野に関連し、教育型ダンススクールを展開するJDAC（ダンス教育振興連盟）と提携し、関東・関西・九州圏において、スクール展開を行って参ります。2008年に、ダンスが小学校の授業における必修科目となり、さらに2012年には中学校1.2年の必修科目になって以来、学校教育におけるダンスの必要性・有効性には大きな注目がされてきました。こうした背景を受け、JDACでは2022年から教育型ダンススクールの展開を開始し、現在では全国で50校以上のスクールを展開し、成長をしております。当社では、2025年年初より、当該事業に注目し、事業参入についての検討を行って参りました。当該事業においては、2026年12月までに2校のスクール開校を目指しており、教育型ダンススクール事業に25百万円を投入いたします。

※新たな事業開始に関する適時開示書類「株式会社スマートヘルスネットの新たな事業の開始に関するお知らせ」を本日付で適時開示しておりますので、併せてご参照ください。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途

### ① 運転資金

本資金調達により調達する資金のうち87百万円については、当社単体における運転資金に充当する予定であります。

当社は本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途、①TBグループ当社単体の運転資金に記載のとおり、法人向け大型サイネージに加え、屋内向けサイネージ事業の拡大に向けた事業開発を進め、新規法人顧客の獲得による販売拡大を図る為の当社単体における販売管理費等の手元運転資金として51百万円（人件費47百万円・旅費等活動費4百万円）、当社では、前期より推進している自社広告型DOOH事業（屋外LEDビジョン）が好調に推移していること、さらに、屋内利用向けのLEDビジョンに対する需要が伸び始めていることから、これらの需要に対応する為、商材の仕入れ資金を36百万円

としております。

## ② 地方創生・健康医療関連事業

本資金調達により調達する資金のうち、25 百万円を地方創生・健康医療関連事業に充当いたします。

当社子会社のスマートヘルスネットでは、今後、地方創生をテーマとした、産官学の連携に積極的に参画し、地方における若者が最新のデジタル技術を学ぶことで人材を育成する取り組み、高齢者向けの医療・介護サービスの充実及び地方のゲーム IP 活用（IP＝知的財産）による収益化、などをテーマとした、産官学の事業展開を進めて参ります。この地方創生事業のパートナーとして、NPO 法人日本ジオパークや RPG「竜宮国」プロジェクトを推進する JP UNIVERSE 株式会社と連携し、事業展開を行う予定です。

## 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「1. 募集の目的及び理由（1）募集の目的」に記載のとおり、本第三者割当により調達する資金を、上記「2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することで、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現でき、かつ財務基盤の強化につながると考えており、本第三者割当の資金使途については当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

## 3. 発行条件等の合理性

### （1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### a. 本新株

本第三者割当増資における新株式の払込金額 130 円につきましては、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日に東京証券取引所が公表した終値に 91.55（ディスカウント率 8.45%）を乗じた価格となっております。本新株式の払込金額は、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2026 年 6 月 8 日）直前 1 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である 131.43 円（小数点第 3 位以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して 1.09%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直前 3 ヶ月間の終値単純平均値である 131.16 円に対しては 0.89%のディスカウント、同直前 6 ヶ月間の終値単純平均値である 129.09 円に対して 0.70%上回る金額です。上記発行価額は、直近の市場価額に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010 年 4 月 1 日付以下、「日証協指針」といいます。）によると、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない

場合は、当該直前日から遡った直近日の価額)を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

また、発行価額のディスカウント率を 8.45%とした経緯としましては、直近の当社株価の変動性が大きく(6月5日終値は前日比+29.51%、6月8日終値は前日比-10.13%)、割当予定先の要請で、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日(2026年6月8日)の直前1か月平均(131.43円)、同直前3か月平均(131.16円)、同直前6か月平均(129.09円)の価格を参考に、直前日終値に対するディスカウント率を設定したことによります。当社としましては、引受先の意向を受け、取締役会直前日の終値に対して、日証協指針に準拠する10%のディスカウントを超えない範囲で、平均価格を参考に価格を決定することとし、その結果、本第三者割当増資に係る取締役会決議日前日から遡る1か月、3ヶ月、6ヶ月の終値の単純平均は130.56円であることから、小数点以下を切り捨て、払込金額を130円とし、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日に東京証券取引所が公表した終値(142円)に91.55(ディスカウント率8.45%)を乗じた価額となりました。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価格は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。なお、ディスカウント率についても、日証協指針に基づき、有利発行に該当しない範囲内であるため合理的かつ適法であると当社取締役会において判断しております。

また、2026年6月9日(火)開催の当社取締役会にて、監査役は、本新株の発行価格は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、さらに上記算定根拠に照らして検討した結果、特に有利な発行価額には該当しない旨を表明しております。

#### b.本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である茄子評価株式会社(東京都港区麻布十番一丁目2-7-701 代表者:那須川進一)に依頼しました。当該算定機関は、新株予約権の評価に関して高い専門性と豊富な実績を有していることから、新株予約権の評価手法にも精通していると判断し、算定機関として選定しております。なお、当該機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。当該機関は、価額算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定

モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。

また、当該機関は、評価基準日（2026年6月8日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮し、一定の前提（当社の株価（142円）、行使価額（130円）、配当利回り（0.0%）、無リスク利率（1.41%）、当社の株価変動性（4.32%）及び市場出来高を想定して評価を実施しております。当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点は無く、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。そこで当社は、当該機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、今回新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価額と同額である247円としました。

また、当社は、当該算定機関による算定結果について、市場慣行に沿った一般的な方法で行われた結果であり、合理的かつ公正な価格と考えているので、当該評価結果と同額で決定されている本新株予約権の払込み金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価格であると判断いたしました。

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権に関する取締役会決議日の直前営業日（2026年6月8日）の終値142円に対して8.45%下回る価格であり、同直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である131.43円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して1.09%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である131.16円に対しては0.89%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である129.09円に対して0.70%上回る金額です。

本新株予約権の行使価格を取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値を基準値として算定したのは、当社としては、直前取引日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

また、本新株予約権の行使価格において、直前営業日の価格に対してディスカウント率を8.45%としましたのは、本新株式の発行価格と同様、当社株式の価格が直近において大きく変動していることから、引受予定先の要請により、行使価格の決定を、本新株予約権の発行決議に係る取締役会直前日の終値を基準とすることに加え、同取締役会の直前1か月間の終値平均、直前3か月間の終値平均、直前6か月間の終値平均を参考とし、それらの平均価格である130.56円の小数点以下を切り捨てた130円を行使価格とした、直前日終値（142円）に対するディスカウント率を決めたことによります。

当社取締役会では、本新株予約権の行使価格は、当社の業績及び新規事業の不確実性を含む信用リスク、直近の当社株価の高い変動性に伴う引受予定先が負うリスクという観点

から、ディスカウント率の合理性について十分な検討がなされており、上記のディスカウント率とすることについても合理性が認められると判断いたしました。

また、2026年6月5日（金）開催の当社取締役会にて、当社監査役3名全員（うち2名が社外監査役）は、上記算定根拠に照らして検討した結果、新株予約権の発行価格及び行使価格について、特に有利な価額には該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、適法である旨の見解を表明しております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される新株式発行数及び新株予約権の発行にかかる潜在株式数は各々850,000株（議決権数各々8,500個）であり、本第三者割当増資前（2026年3月31日現在）の発行株式総数13,996,942株（議決権数139,670個）に対する比率は、各々6.07%（議決権比率各々6.09%）となり、合計では12.15%（議決権比率12.17%）となります。

しかしながら、前記「1. 募集の目的及び理由」「2. 調達する資金の額と資金用途及び支出時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載しましたとおり、本第三者割当増資において調達する資金は、事業継続に必要な額に加え、安定した事業利益創出の為に最低必要減の資本調達であることから、既存株主に与える影響についても、中長期的な企業価値及び財務健全性の向上による効果が、短期的な希薄化の影響を上回るものであると判断しております。

また、本第三者割当増資による新株式の発行に伴う発行済株式総数に対する希薄化の割合は、東京証券取引所が定める上場規程に照らしても、市場の公正性を損なう水準には該当しない範囲にとどまっていると当社は判断しております。

さらに、割当予定先は、当社の経営方針及び財務戦略について十分な理解を有し、純投資の目的ではありますが、売却時には、価格に大きな影響を与えないよう、市場動向に配慮いただく意向を示していることから、短期的な市場への株式流出による株価への影響も限定的であると考えております。

以上の理由から、本第三者割当増資における発行数量及び株式の希薄化の規模は、本資金調達の目的、必要性及び相当性に照らし、合理的な範囲内であると判断しております。

#### 4. 割当予定先の選定理由等

##### (1) 割当予定先の概要

名称	株式会社グローイングアップ		
本店の所在地	神奈川県川崎市幸区柳町 55-3		
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長中田覚史		
事業内容	介護事業・ダンススクール運営		
資本金	700 万円		
設立年月日	2011 年 12 月 5 日		
発行済み株式数	140 株		
決算期	11 月		
従業員数	20 人		
主要取引先	介護施設運営により、神奈川県国保連		
主要取引銀行	神奈川銀行		
大株主及び持ち株比率	中田覚史 100%		
当事会社間との関係			
	資本関係	該当事項はありません	
	人的関係	該当事項はありません	
	取引関係	割当予定先である株式会社グローイングアップ社は、当社に対し運転資金として1億円の貸付を行っています。当該借入金の利率は年3%、返済期限は2027年4月30日であり、一般的な取引条件と同等の条件で締結されています。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません	
最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）			
決算期	2023年11月	2024年11月	2025年11月
純資産	5	5	13
総資産	215	206	228
1株当純資産	—	—	—
売上高	90	127	196
営業利益	1	26	14
経常利益	32	21	9

親会社株式に帰属する当期純利益	6	0	7
1株当たり当期純利益 (単位千円)	49	0	53
1株当たり配当金 (単位円)	0	0	0

当社は、グローイングアップ社から反社会勢力との関係が無い旨の確認書を提出いただくと同時に、インターネット検索を行い、グローイングアップ社と反社会勢力との関係を示す情報が無いかを確認いたしました。加えて、グローイングアップ社の関係者、役員または議決権を持つ出資者その他の関係者に反社会的勢力との一切の関係がないことを口頭で確認しております。

その結果、同社及び同社役員について、反社会勢力との関与を疑われる情報は見られませんでした。また、リスクプロ株式会社より調査報告書を入手し、それらの結果、グローイングアップ社及びその関係先が反社会勢力と一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社では、JDAC（ダンス教育振興連盟）との間でダンススクール運営事業への進出を検討しておりましたが、前期末頃から、生徒が集まりやすい場所の確保が出来つつあること、ダンススクール事業において、「療育」を兼ねた次の展開が見え始めたことなどから、今期、正式な場所（物件）が決定次第、同事業へ参入することと致しました。グローイングアップ社とは、現在の取引関係はありませんが、同社はすでにJDACのフランチャイジーとして、東京・神奈川・大阪において、教育型ダンススクールを展開しており、当社が今後、関東地域においてスクール展開を拡大する場合には、物件紹介などアドバイスを頂くことを期待しております。また、当該事業のFC本部であるJDAC(ダンス教育振興連盟)代表久岡和也氏より、本年3月中旬に今回の資金調達の引受先候補として同社中田社長をご紹介いただきました。上記のように、グローイングアップ社には、当社の同事業参入のご支援をして頂くことから、4月中旬頃、引受先として適していると判断いたしました。

## (3) 割当予定先の保有方針

グローイングアップ社からは、純投資の目的と聞いており、継続保有及び預託の取り決めはありません。同社には、不動産情報などを通じて、今後のダンススクール候補地のご紹介をしていただく可能性があります。当社はダンススクール事業全体における中期的な連携先としては、グローイングアップ社をご紹介頂いたJDAC（ダンス教育振興連盟）との協業を検討しております。また、グローイングアップ社中田社長より、当社普通新株について、同社としては、当社の中期的な成長に期待を頂いておりますが、株価の情勢に

よって、適宜、売却をされる予定と、当社経営管理本部長の布川氏が口頭で確認しております。また、売却につきましては、株価に大きな影響を与えないよう、タイミングを見ながら、徐々に売却をしていく方針と口頭で聞いております。

当社は、本新株予約権について、割当予定先は引受後に譲渡を行う意思がないことを割当予定先より口頭にて確認しておりますが、本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、当社が割当予定先との間で契約する取得等の権利義務についても譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

また、当社は、割当予定先から、払込期日から2年間において、割当予定先が本新株式発行により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

#### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株式及び本新株予約権の払込み資金については、同社代表取締役である中田覚史氏との金銭消費貸借契約（返済期限2年）に基づく、グローイングアップ社の借入1億200万円（貸主は中田氏 返済期日 2028年5月12日1億円、2028年6月2日200万円）にて充当する予定と聞いております。当社は、グローイングアップ社より、2026年6月4日現在の預金残高の通帳写しを提出いただいております。当該預金残高を確認した結果、当社が同社から2026年5月15日に運転資金として借入金1億円（返済期日2027年4月30日）を借り入れたことに伴い、本新株式及び本新株予約権発行引受のための原資は確保されておりましたが、当該借入金1億円について、本第三者割当決議の際には、期限前に当社が返済しその返済資金を払込資金に充当する旨の確認を口頭で得ております。

その結果、払込期日において、本新株式、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。なお、グローイングアップ社から取得した資金残高の写しにおいては、本新株予約権の行使にあたって必要となる資金の総額には満たないものの、当社が借入金を返済することと、本新株予約権を行使して取得した本新株を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を繰り返すを行うことを予定していることをグローイングアップ社中田社長より確約を口頭で聞いております。したがって、本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

## 5. 募集後の大株主及び持株比率

本新株式及び本新株予約権の第三者割当増資後

募集前（2026年3月31日現在）	
村田三郎	10.68
株式会社ホスピタルネット 代表取締役 武田利信	5.90
株式会社ビッグサンズ 代表取締役 村田邦夫	5.05
原信夫	3.81
楽天証券株式会社共有口 代表取締役社長 楠雄二	2.24
株式会社 SBI 証券 代表取締役社長 高村正人	1.90
久原須美代	1.59
北浜 IR ファンド第 3 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員北浜キャピタル・アセット・マネジメント 代表取締役 金田洋二郎	1.43
木村敏数	1.40
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	1.29

- (注) 1. 割当前の持株比率は、2026年3月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。
2. 持ち分比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 本新株割当予定先であるグローイングアップ社については、当社株式の長期保有に関する取り決めが無く、純投資目的であることから、割当後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

## 6. 今後の見通し

本第三者割当は、当社の長期的な成長と企業価値の拡大につながっていくものと考えておりますが、短期的には、本第三者割当が当期の業績に与える影響は軽微であると考えております。今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

## 7. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うもので

はないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## 8. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近 3 年間の業績 (連結) (単位: 百万円)

	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
売上高	2,304	2,329	2,460
営業利益又は営業損失 (△)	△222	△196	△83
経常利益又は経常損失 (△)	△230	△186	△82
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△244	△193	△195
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△17.89	△14.15	△14.03
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	0	0	0
1 株当たり純資産額 (円)	58.35	44.20	34.31

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2026 年 3 月 31 日現在)

	株式数	発行済み株式数に対する比率
発行済み株式数	13,996,942	100%
潜在株式数	0	0

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近 3 年間の状況

	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
始値	246	201	138
高値	393	209	233
安値	162	89	98
終値	200	135	126

① 最近6か月の状況

	2025年 12月	2026年 1月	2月	3月	4月	5月
始値	120	116	120	160	128	126
高値	125	133	233	206	174	159
安値	110	116	115	125	120	121
終値	115	121	175	125	122	135

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年6月8日
始値	136
高値	147
安値	135
終値	142

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

## 株式会社 TB グループ

## 新株式発行要項

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1. 発行新株式数           | 当社普通株式 850,000 株  |
| 2. 発行価額             | 1 株につき 130 円  |
| 3. 調達資金の額           | 金 110,500,000 円   |
| 4. 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 1 株当たり 65 円<br>(合計 55,250,000 円)<br>資本準備金 1 株当たり 65 円<br>(合計 55,250,000 円)  |
| 5. 申込期日             | 2026 年 6 月 26 日   |
| 6. 払込期日             | 2026 年 6 月 26 日   |
| 7. 募集または割当方法        | 第三者割当の方法により、下記の者にそれぞれ下記の数の当社普通株式を割り当てる。<br><br>株式会社グローイングアップ 850,000 株  |
| 8. 払込取扱場所           | 三菱 UFJ 銀行 池袋支店  |
| 9. その他              | ①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生及び当社と割当予定先との間でそれぞれ 2026 年 6 月 26 日に締結される当社普通株式に係る引受契約に定める前提条件が満たされることを条件とする。<br>②その他第三者割当による株式の発行に関し、必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。 |

株式会社 TB グループ  
第 3 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社 TB グループ第 3 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 2,099,500 円
3. 申込期日 2026 年 6 月 26 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 6 月 26 日
5. 募集の方法及び割当先  
第三者割当の方法により、以下に割り当てる。  
株式会社グローイングアップ 8,500 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法  
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 850,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。  
(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 8,500 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 247 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、金130円とする。

#### 10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{普通株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・処分} \\
 \text{普通株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{時 価}
 \end{array}
 }
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行普通株式数}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・処分} \\
 \text{普通株式数}
 \end{array}
 }$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次21に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割

当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本項(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。  
(株式数 = 調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数 調整後行使価額

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価

額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

2026年6月26日から2028年6月25日までとする。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

本新株予約権の割当日以降、いつでも当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

#### 14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 第 11 項ないし第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 23 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

#### 15. 新株予約権の譲渡制限

会社法第 236 条第 1 項第 6 号に基づく譲渡制限について該当事項はありません。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。

#### 16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

#### 17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価額 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。なお、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が不備なく第 20 項の行使請求受付場所に提出され、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

#### 19. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所

株式会社 T B グループ経営管理本部 総務人事部

21. 払込取扱場所

株式会社三菱 UFJ 銀行 池袋支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 247 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、130 円とした。

23. その他 上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。

以上